

終章

独裁体制をとらえる視座

——正当性維持の視点から——

山田 紀彦

はじめに

独裁者が長期にかつ安定して体制を維持するには、体制への脅威緩和とともに、正当性を維持し幅広い大衆の支持獲得が必要不可欠である⁽¹⁾。しかしこれまでの権威主義体制研究は、独裁者の課題を体制内外の脅威緩和にほぼ限定し、政党、議会、選挙などの民主的制度もその解決手段として理解してきた。したがって独裁者がどのように正当性を維持し大衆の支持を獲得してきたか、また民主的制度がそれにどのように活用されてきたかという点にはさほど関心が示されてこなかったのである。言い換えれば近年の権威主義体制研究は、独裁者が直面する課題や独裁体制下の民主的制度の機能が多様であることをとらえきれていない。

筆者はその要因を、これまでの研究が複数政党制と競争的選挙の有無を鍵概念としてきたことにあると考えた。序章で指摘したように、独裁体制は政党の数と選挙のあり方で競争的か閉鎖的に大別され、独裁体制下の議会については前者を中心に研究が行われてきた。競争的体制とは、複数政党制で競争的選挙が実施されるがゆえに、明示的にも潜在的にも体制への脅威が明確であり、体制内エリートに離脱の道が開けている体制である。つまり独裁者が体制を維持するには体制内外で生じる脅威を緩和することが重要になる。

したがってこれまではその課題に応じた議会分析が行われ、議会には反対勢力の取り込み・分断やコミットメント問題の解決機能があるとされてきた。そして同じ視点から閉鎖的体制についても研究が行われている。

もちろん共産党独裁体制のような閉鎖的体制でも脅威の緩和は重要である。とくに共産党独裁体制では、市場経済化以降に現れた新たな社会経済エリートは潜在的脅威になり得る。またレントの分配などを通じて体制内エリートの凝集性を維持することも重要である。明示的な脅威はほぼ存在せず、存在したとしても取り込みではなく排除の対象となるが、閉鎖的体制も常に明示的/潜在的脅威に対して注意を払う必要がある。

一方で、独裁体制の維持にとって正当性を向上させ幅広い大衆の支持獲得が重要であることにも疑問の余地はない。にもかかわらず、これまでは民主的制度と脅威緩和の関係にのみ関心が集まり、正当性と制度の関係についてはほとんど分析されてこなかった。とくに閉鎖的独裁体制では競争的選挙がないため、体制を安定的に維持するには脅威を緩和し特定の支持を得るのではなく、より幅広い大衆の支持獲得が重要となる。

独裁者の優先課題や必要とする大衆の支持度合いが異なれば、政党、議会、選挙等の民主的制度の機能も脅威緩和の場合とは異なるだろう。また各国の政治的背景によって制度の位置づけや機能をもつ意味にもちがいが生じると考えられる。しかしWright (2008) が指摘するように、これまではどの独裁体制でも制度は同様の機能を果たすとの前提があった。それゆえに、体制分類の鍵であった複数政党制と競争的選挙の有無という政治制度上のちがいは、制度の機能分析過程ではあたかもないものとされてきたのである。

そこで本書は先行研究の知見を継承しながらも、複数政党制や競争的選挙の有無といったこれまでの鍵概念からいったん離れ、異なるアプローチをとった。体制への脅威緩和とならび独裁者が直面する重要課題として正当性の維持(国民の支持獲得)に着目し、議会を分析軸に制度と体制維持の関係について考察を行った。そして中国、ラオス、ベトナム、カンボジアの比較を行うために、4カ国を党と国家が融合した独裁体制ととらえ直した。そうす

ることで、サブカテゴリーの異なる独裁体制を比較の俎上に載せ、政党数や競争的選挙の有無といった政治制度上のちがいを説明変数として扱うことも可能となる。

以下では第1節で、4カ国の事例から明らかになった議会機能について整理する。そのうえで第2節では、正当性と議会の関係について考察する。そして第3節では、権威主義体制研究に対する本書のインプリケーションを提示し結びとしたい。

第1節 議会機能の多様性

各章の事例を通じて明らかになったのは、独裁体制下の議会は非常に多様な機能を有しているということである。以下、各国の議会機能をみよう。

中国の事例からは、全国人民代表大会常務委員会が立法過程に民意を取り込んでいることが明らかになった。ここでいう「民意」とは非党員とこれまで政策決定過程にアクセスできなかった党員の意見・願望である。この背景には、国民の声に適切に対応しなければ共産党体制は維持できないとの党指導部の危機感がある。とはいえ、共産党にとっては全人代を通じて党の意志を国家の意志に体现することが大前提であり、全人代のその役割は今も昔も変わらない。したがって民意は党の意志に付加される形で反映される。民意の取り込みは立法計画段階と法律制定段階の2つの過程で行われている。前者ではおもに専門家の意見が、後者ではパブリックコメント制度や対面式面談を通じて幅広い大衆の意見が取り込まれる。また共産党は法案に対する国民の関心の高さによって、民意取り込み方法を柔軟に変更している。そして民意を取り込んだ後に計画や法律内容が修正されることから、民意は一定程度反映されていると考えられる。たとえば個人所得税法では、パブリックコメント等をふまえて月額基礎控除額が当初案の3000元から3500元に変更された。

ラオスも中国と同様に国会を国民の選好や不満を把握するために活用している。しかしラオスは中国と異なり、国民の意見や不満を取り込むだけでなく、どのように対応したかをフィードバックするアウトプットメカニズムも整備している。国会には2つのインプット機能がある。ひとつは国民が国会に対して行政や司法への不服を申立てる制度、もうひとつはホットライン（電話、ファクス、E-mail、手紙）を通じて国民が国会に対して自由に意見を伝達できる制度である。不服申立てに対して国会は、行政や司法の権力逸脱や不正を監督し、国民と両機関の間に入り問題解決の媒介機能を果たしている。ホットラインについては、国会が国民と国家機関の間に入り問題解決の媒介機能を果たすとともに直接問題に対応し、メディアや国会組織を通じて対応結果を国民に伝達する。つまり国会は「水平的アカウントビリティ」「代理アカウントビリティ」「垂直的アカウントビリティ」を果たしているのである。必ずしも国民の選好と一致した結果になるわけではないが、国会は多様なアカウントビリティ機能を通じて国民のインプットに順応的に対応している。

ベトナム共産党もドイモイ初期には国会を統治の有効性向上や正当性の獲得に活用していた。しかしそのような機能を維持しながらも近年の国会は、党内の意見や利害対立を解決する場として新たな政治的機能を果たすようになった。ベトナム共産党はこれまで有力な明示的/潜在的反対勢力を効果的に排除してきており、反対勢力の取り込み・分断はあまり差し迫った問題にはなっていない。むしろ党指導部のリーダーシップの危機が体制維持にとって重要課題となっている。とくに指導部の若返りが図られて以降、指導部内の一体性や凝集性が低下し、政治局や中央委員会が意見や利害の調整機関として機能しないケースがでてきた。南北高速鉄道計画は党内の意見調整がつかず国会の場に持ち込まれた。党内の綱紀粛正を図った政治局提案は中央委員会の反対により行き詰まり、信任投票という形で国会の審判を仰ぐことになった。党内で解決できない問題が、国会の場で民主的な議論を通じて投票により解決されたのである。またその過程はメディアを通じて国民に伝わり、

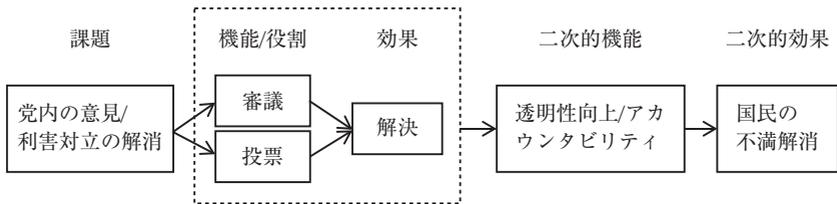
政治過程の透明性向上という副産物ももたらしめている（図終-1）。このような新たな国会機能は先行研究が指摘してきた権力分有やコミットメント問題の解決とも、中国やラオスの事例とも異なる。

一方カンボジアの国会は、政治ポストとしてもまた政治権力としても二次的存在とみられ、国民だけでなく研究者も関心を示してこなかった。しかし人民党は、国会内規の改正や委員会ポストの分配を通じて明示的/潜在的反対勢力の取り込み・分断と弱体化を繰り返し、自身に有利な政治環境を作り出すことで選挙に臨んできた。つまり人民党は国会を体制維持（選挙戦略）の一手段として活用しているのである。そして反対勢力の取り込み・分断の成否が、実は選挙結果に大きな影響を与える一因になることがわかった。第3期国民議会において人民党は明示的/潜在的反対勢力の取り込み・分断を繰り返し、彼らの弱体化に成功した。その結果人民党は第4期国民議会議員選挙で大勝を取めた。しかし第4期国民議会では、最も脅威となり得る2つの野党の取り込みを行わなかったため、両勢力の合併を許してしまった。結果として合併した新政党がそれまで分散していた反人民党票の受け皿となり、人民党は第5期国民議会議員選挙で大きく議席を減らしたのである（図終-2）。

以上4カ国の事例からは、独裁体制下の議会には脅威の緩和やコミットメント問題の解決だけではない、実に多様な機能や役割が備わっていることが示された。そして同じ機能を果たすとしても、各国の状況や政治的背景によって制度やその機能がもつ意味合いが異なることも明らかになった。とくにベトナムの事例からは、これまでの先行研究や序章で示した議会の役割やその効果に当てはまらない機能を看取できる。またカンボジアの事例からは、議会が脅威の緩和という機能を果たしていても、明示的/潜在的反対勢力の取り込み・分断が選挙に勝利し正当性を獲得するための一手段としての意味をもち、その成否が選挙結果に影響を与えることも見て取れた。

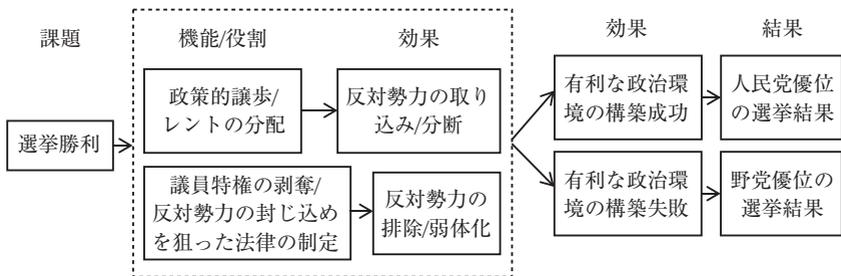
では、これらの多様な機能は正当性の維持や国民の支持獲得にどのように貢献しているのだろうか。次節では、議会と正当性の関係についてみることにする。

図 終-1 ベトナム国会の機能



(出所) 筆者作成。

図 終-2 カンボジア議会の機能



(出所) 筆者作成。

第2節 議会と正当性の関係

これまでの先行研究が独裁体制における正当性の問題についてまったくふれてこなかったわけではない。Gandhi (2008), Dimitrov (2013), 久保 (2013) などは体制維持にとって正当性が重要であることを指摘している。久保 (2013, 4-5) は、体制の正当性を維持するには社会ニーズや不満を把握し、適切で有効な統治を行うことが不可欠であり、議会にはそのための情報収集機能があるとした。まさに中国やラオスの事例はこれに当たる。

しかし Köllner and Kailitz (2013) や Gerschewski (2013) が批判したように、

これまでの権威主義体制研究では正当性が具体的な分析概念として用いられることはほとんどなかった。それは正当性の定義が曖昧であるとともに、正当性を数値化し実証することが難しいためである (Gerschewski 2013, 20)。事実、本書でも正当性を維持・獲得しようとする独裁者の取り組みに焦点を当てており、それが実際有効に機能し国民の支持が高まっているかについては検証していない。それはわれわれにとって今後の大きな課題である。とはいえ独裁者にとって、正当性を維持し大衆の積極的/消極的支持を獲得することが、体制への脅威緩和とならんで重要課題であることにはちがいない。どの支配者も正当性が低下し大衆の支持を失えば、権力の座にとどまることは不可能である。そうであれば、独裁者がどのように正当性の維持・獲得という課題に取り組んでいるかを分析する意義はあろう。

そこで本書は、独裁者が正当性の維持・獲得のためにいかに議会を活用しているかを考察した。その際、正当性を Alagappa (1995) の議論に沿って、「支配者と被支配者の相互作用によって生み出され、支配者が正しいとする被支配者の信念」と定義し、それは(1)共有された規範と価値、(2)権力獲得のための確立された規則への一致、(3)適切で効果的な権力の使用、(4)被支配者の合意、という4つの要素によって構成されるとした。そして序章では各国の政治・経済状況に照らし合わせて、中国、ラオス、ベトナムでは(3)と(4)が、カンボジアでは(1)と(2)がとくに重要課題だと位置づけた。

正当性を維持・獲得するための議会機能については、Zheng, Fook and Hofmeister (2014, 3) に基づき(1)代表性、(2)透明性、(3)アクセス可能性、(4)アカウントビリティ、(5)有効性に整理した。これらは民主主義体制下の議会に備わる特徴である。言い換えれば、独裁体制でも議会を通じて正当性を維持・獲得しようとするならば、自ずと民主的機能を整備することが求められるのである。以下、前節で整理した4カ国の議会機能に基づき各国の議会と正当性の関係をみることにする。

中国では立法過程において、国民がインターネットを使ったパブリックコメント制度や対面式面談を通じてさまざまな意見を挙げている。そして全人

代常務委員会は取り込んだ意見のすべてを反映させるわけではないが、国民の意見や要望に沿って計画や法案内容を一部修正する。つまり全人代の立法過程には代表性、アクセス可能性、有効性を確認でき、適切で効果的に権力が使用され、法律は一定の国民の同意を得ているのである。もちろん立法過程への民意取り込みだけが共産党が正当性を維持し、大衆の支持を獲得する手段ではない。法案やイシューによっては同じ機能を果たさないこともある。しかし全人代が共産党の統治の有効性を高める一手段として活用されていることは、第1章で示された党指導部の一連の発言からも確認できる。

ラオスでは国会が非常に多様な機能を持ち始めた。国会は2000年代中頃から不服申立てやホットライン制度を構築し、国民の不満や要望を国会に吸収するだけでなく、時に国家機関と国民の間に立って問題解決の媒介機能を果たすようになった。必ずしも国民の選好に沿った対応がなされるわけではないが、国会は対応方法や結果だけでなく理由も含めて国民への説明責任を果たしている。このような制度からは、国会の代表性、アクセス可能性、アカウントビリティ、有効性が見て取れ、権力が適切かつ効果的に使用されていることがわかる。人民革命党は国民の意見に順応的に反応することで、国民の支持獲得に努めているのである。

ドイモイ初期に始まったベトナムの国会改革は、もともと統治の有効性向上や正当性維持を目的としていた。現在でも国会にそのような機能が期待されていることに変化はない。しかし1990年代後半からリーダーシップの危機が顕在化すると、国会は党内の意見や利害対立の解消に活用されるようになった。だからといってそのような議会機能が正当性の維持・獲得に寄与していないわけではない。南北高速鉄道計画の否決や国家幹部への信任投票結果はおおむね国民の意見を反映しており、国会での過程がメディア等を通じて国民の目にふれることで透明性向上にもつながっている。パフォーマンスの悪い国家幹部に「低信任」を与え、彼らが次回投票までにパフォーマンスを改善し信頼を回復することは、「水平的アカウントビリティ」や「代理アカウントビリティ」ともいえる⁽²⁾。第3章で扱った事例からは正当性の維持・

獲得に直結する議会機能はみられなかったが、間接的効果は見取れた。国会には党指導部内の問題解決の副産物として、透明性、アカウンタビリティ、有効性を確認できる。

カンボジアの国会にも直接的な正当性の維持・獲得という機能はみられなかった。国会は直接的な正当性の維持・獲得よりも、体制への脅威緩和に活用されている。そして先述の議会機能に照らし合わせれば、カンボジアの国会は非常に非民主的といえる。人民党が議会運営を独占し、国会内規を頻繁に改正し野党だけでなく連立パートナーさえも政策決定過程から追い出し、野党議員の発言を制限している。国会の代表性、透明性、アカウンタビリティ、有効性は著しく低い。つまり権力が適切かつ効果的に使用されているとは言い難い。しかし人民党は正当性の源泉である選挙に勝利するための一手段として国会を活用している。野党を選挙から完全に排除できないという制約も含め、人民党の行動様式は選挙での勝利、すなわち正当性の維持・獲得によって規定されているのである。

以上、各章の事例からは、それぞれの議会が直接的/間接的に独裁者の正当性維持・獲得に寄与していることがわかる。また、共産党独裁体制下の議会が「民主的特徴」を有している一方で、選挙権威主義体制下のカンボジアでは議会が「非民主的」に機能していることも明らかになった。このような「逆転現象」は、独裁者が直面する課題、求められる正当性、政治的背景を分析することで初めて理解できるのではないだろうか。

第3節 新たな視座への試論

これまでの権威主義体制研究は複数政党制と競争的選挙の有無を中心に展開してきた。それら2つの要因は体制の類型化だけでなく、民主的制度と体制維持の関係を分析する際の鍵でもあった。競争的独裁体制では明示的/潜在的脅威が明確であるため、自ずと政党、議会、選挙などの民主的制度がい

かに脅威の緩和に寄与するかという視点から研究が行われてきたのである。競争的独裁体制の研究によりこれまで多くの成果が生み出されたことは事実である。しかし繰り返し述べてきたように、その知見をそのまま他の独裁体制に適用することには留意が必要である。

そこで本書ではいったん、複数政党制や競争的選挙という視点をとり払い、2つの異なるアプローチをとった。ひとつは、サブカテゴリー間を比較分析する際のアプローチである。異なるサブカテゴリー間を比較の俎上に載せるには、政治制度上のちがいを乗り越えるアプローチが必要となる。しかしこれまでは、複数政党制と競争的選挙の有無によって類型化が行われてきたにもかかわらず、制度を分析する段階では競争的な独裁体制と閉鎖的な独裁体制の制度上のちがいはあたかもないものとされてきた。だからこそ、前者の体制で得られた知見が後者の体制にアプリオリに適用されてきたのだろう。

しかし制度上の相違が消えるわけではない。制度の相違は独裁者が抱える課題や制度の機能にもちがいを生み出す。つまりサブカテゴリー間の制度のちがいを受け入れたうえで、それを乗り越える視点が必要となる。そこで本書では党と国家の融合性という観点から、中国、ラオス、ベトナム、カンボジアの4カ国をとらえ直した。そのようにとらえれば、競争的か閉鎖的かのちがいで線引きすることなく、少なくとも競争的独裁体制と共産党独裁体制を横断的に分析でき、複数政党制と競争的選挙の有無という制度のちがいが独裁者の課題や制度の機能に及ぼす影響も観察することができる。

そこからもうひとつのアプローチを導くことができる。それは正当性の維持という独裁者の課題である。独裁者にとって明示的/潜在的反対勢力の取り込み・分断が重要なのは間違いない。一方で、正当性を維持し幅広い大衆の支持を獲得することも、独裁者が体制を維持するうえでは同じく重要である。とくに閉鎖的独裁体制では競争的選挙がないために、特定の脅威を緩和し特定の支持を得るのではなく、正当性を高めより幅広い大衆の支持獲得が体制の安定的維持にとって重要となる。しかしこれまでは競争的体制を中心にとらえてきたため、脅威の緩和という課題にのみ関心が向けられてきた。

したがって、複数政党制や競争的選挙という視点からいったん離れ、改めて正当性の維持が独裁者にとって重要課題であることを確認し、サブカテゴリー間を横断するテーマとしてとりあげたのである。

このように複数政党制や競争的選挙の有無に基づかないアプローチを採用することで、独裁者の課題や制度の機能が多様であることを改めて確認できる。もちろん複数政党制と競争的選挙という視点を分析概念から外すといっても、その制度が独裁者の課題や制度の機能に影響を及ぼすことは否定していない。反対勢力の脅威緩和も重要である。それはカンボジアの国会が明示的/潜在的反対勢力の取り込み・分断機能を果たしていることから裏付けられる。しかし正当性という観点がなければ、明示的/潜在的脅威の取り込み・分断が選挙戦略の一環として重要な意味をもっている点は理解できないだろう。また手続き的民主主義が共有された規範と価値であるために、選挙（正当性の源泉）が人民党の行動様式を規定していることもわからない。中国、ラオス、ベトナムについては、そもそも独裁者が重視する課題や制度が異なっているため、別のアプローチを用いなければ3カ国の議会がもつ機能の多様性を理解することは難しい。

本書で試みた党と国家が融合する独裁体制という視点は、あくまで複数政党制と競争的選挙の有無からいったん離れるためのものであり、それが唯一正しいと主張するものではない。他にも有効な視点はあるだろう。また党と国家の融合性としている以上、統治に政党が重要な役割を果たさない王制や軍制は分析対象外となる。また何をもって党と国家が融合しているとみなすのかその指標も問題である。国会には脅威緩和や正当性の維持・獲得以外の機能もあろう。他にも多くの課題はある。しかし筆者は、体制維持と議会の関係は脅威の緩和だけでなく、別の視点からもとらえることができ、議会機能やそれがもつ意味もその国の政治的背景によって多様であることは示せたと考える。

おわりに

本書でとりあげた4カ国では、もともと議会は二次的な位置づけであり注目されることはなかった。しかし近年、議会は国民の代表機関としてその重要性を増し、国民も議会の代表性を認識し始め、議会は国民との関係性において重要な役割を担い始めた。独裁体制下の議会は脅威の緩和だけでなく支配の正当性の維持・獲得においても、重要な役割を果たしているのである⁽³⁾。

ただし議会在今後とも同じ機能を果たし続けるとは限らない。独裁者が直面する課題や求められる正当性が変化すれば、当然、それに適応した制度や機能が構築されるだろう。たとえば中国の立法過程では、パブリックコメントへのフィードバック機能が構築されていないが、現政権はその必要性を認識し今後整備する方針を示している。当初ラオスの国会も中国と同様にインプット機能しか整備していなかった。しかし国民がインプットに対するアウトプットを求めるようになり、人民革命党は国会に多様なアカウントビリティ機能を整備したのである。ベトナムは党内状況の変化により、国会が党内問題の解決の場として活用され、時には従来党指導部の専権事項であったような重要な決定さえ国会議員の判断の対象とされるようになった。このように直面する課題や国民の不満に応じて、共産党は議会機能を柔軟に変更してきたのである。

カンボジアの国会も今後大きく変化する予兆を示している。カンボジアでも国会は二次的存在であった。しかし2013年の総選挙で人民党が大幅に議席を減らし野党救国党が躍進した結果、国会の位置づけが変わりつつある⁽⁴⁾。これまでのように人民党が国会運営を牛耳ることができなくなったため、国会をこれまでと同様に選挙戦略の一手段として活用することが難しくなるだろう。また野党が躍進したことで国会に対する国民の関心も高まっており、今後人民党は救国党の政策を一部取り込むなどし、議会を通じた幅広い大衆の支持獲得をめざす可能性もある。

また本書では国会のみをとりあげているが、今後は地方議会の分析も必要だろう。たとえば中国では人民代表大会が国民の代表機関として機能し、国民の要求を共産党や政府に伝達している。ベトナムではとくに1990年代後半以来の分権化の趨勢のなかで、省級の人民評議会の権限が拡大し、地方予算等重要事項にかかる決定権や執行機関である人民委員会の活動に対する監察機能も国会と同様に強化されてきた。また2012年には国会による国家幹部に対する信任投票制度とならんで、各級人民評議会による地方幹部に対する信任投票制度も導入されている。中国やベトナムでは地方議会でも正当性獲得のための機能が観察できる。一方現在ラオスに地方議会はないが（1991年に廃止）、すでに県議会の復活が決定されている。これまで国会が担ってきた地方住民の意見や不満の吸収という機能は県議会に移譲される可能性がある。そうなれば国会の役割や機能にも影響するため、ラオスの議会は中央と地方で今後大きく変わることが予想される。カンボジアの各級評議会の大半は人民党が過半数を占める状態が続いているが、国会での野党の躍進が今後の地方評議会選挙に影響を与える可能性は否定できない。また人民党にとっても、地方評議会を通じた正当性の維持・獲得が必要になるかもしれない。

いずれにしろ独裁者が体制を維持するには、体制への脅威を緩和するだけでなく、国民の期待に応える制度の構築が必要不可欠である。その一方で、独裁者にとっての制度は体制の維持に寄与するものでなければならない。第3章で石塚が指摘したように、議会が独裁体制の維持に寄与するのはそれが党の管理下にあり、また国民の代表機関としての正当性をもつゆえである。議会に対する党の管理が強化されれば、代表としての議会の正当性や自律性が低下し、それが党支配の正当性の低下をもたらす恐れがある。一方で議会の自律性を高めれば、国会が党の意志を離れ党と政府に対抗する独自アクターに成長する可能性がある。そのような議会将を党の統制下に置き続けることは難しい。つまり両者のバランスをどうとるかである。

4カ国の独裁者は今後も微妙なバランスを保ちながら、課題や状況、また必要とされる正当性に応じて、試行錯誤を繰り返しつつ議会制度や機能を変

化させ体制の維持を図っていこう。そのような動的な変化を理解するならば、今後も特定の課題や機能に囚われない独裁体制下の政治制度分析が必要になる。本書はそのための試みであり、それが妥当であったかどうかは読者の判断に委ねるしかない。なぜ独裁体制は持続しているのか。そして独裁者は体制を維持するためにどのような取り組みを行っているのか。本書がその理解への一助となれば幸いである。

〔注〕 _____

- (1) たとえば Magaloni (2006, 19), Ezrow and Frantz (2011, 55), Rose, Mishler and Munro (2011, 1-5), Dimitrov (2013, 4) などである。
- (2) 国会が政府行政機関に対する監督機能を果たすという意味で「水平的アカウントビリティ」を果たし、国会が国民の意見を反映して政府閣僚に対して不支持を表明し、次回信任投票までにパフォーマンスを改善させるという点で「代理アカウントビリティ」ととらえられる。アカウントビリティについては第2章第1節を参照されたい。
- (3) Zheng, Fook and Hofmeister (2014, 5) は政治体制の種類に関係なく、今日のアジアの政府にとっては正当性の問題が重要になっており、議会がその鍵であると指摘している。彼らは議論をアジアに限定しているが、その他地域においても当てはまる議論だと考えられる。
- (4) 2013年選挙では、人民党の議席数が定数の3分の2を割り、その結果憲法改正や議員特権剥奪などの議決には、野党救国党の賛成が必要になった。また救国党が内閣不信任決議案の提出が可能な30議席以上を上回る55議席を獲得したことなどが理由である (山田 2013, 4-7)。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 久保慶一 2013. 「権威主義体制における議会と選挙の役割」(特集にあたって)『アジア経済』54(4) 12月 2-10.
- 山田裕史 2013. 「変革を迫られる人民党一党支配体制」(特集カンボジア国家建設の20年)『アジア研ワールド・トレンド』(219) 2013年12月/2014年1月合併号 4-7.

< 英語文献 >

- Alagappa, Muthiah. 1995. "Introduction." In *Political Legitimacy in Southeast Asia: The Quest for Moral Authority*, ed. by Muthiah Alagappa. Stanford: Stanford University Press, 1-30.
- Dimitrov, Martin K. 2013. "Understanding Communist Collapse and Resilience." In *Why Communism Did Not Collapse: Understanding Authoritarian Regime Resilience in Asia and Europe*, ed. by Martin K. Dimitrov. New York: Cambridge University Press, 3-39.
- Ezrow, Natasha M. and Erica Frantz. 2011. *Dictators and Dictatorships: Understanding Authoritarian Regimes and Their Leaders*. New York: Continuum.
- Gandhi, Jennifer. 2008. *Political Institutions under Dictatorship*. New York: Cambridge University Press.
- Gerschewski, Johannes. 2013. "The Three Pillars of Stability: Legitimation, Repression, and Co-optation in Autocratic Regimes." *Democratization* 20(1): 13-38.
- Köllner, Patrick and Steffen Kailitz. 2013. "Comparing Autocracies: Theoretical Issues and Empirical Analyses." *Democratization* 20(1): 1-12.
- Magaloni, Beatriz. 2006. *Voting for Autocracy: Hegemonic Party Survival and Its Demise in Mexico*. New York: Cambridge University Press.
- Rose, Richard, William Mishler and Neil Munro. 2011. *Popular Support for an Undemocratic Regime: The Changing Views of Russians*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Wright, Joseph. 2008. "Do Authoritarian Institutions Constrain? How Legislatures Affect Economic Growth and Investment." *American Journal of Political Science* 52(2) April: 322-343.
- Zheng, Yongniam, Lye Liang Fook and Wilhem Hofmeister. 2014. "Introduction: Parliaments in Asia: Institution Building and Political Development." In *Parliaments in Asia: Institution Building and Political Development*, ed. by Zheng Yongniam, Lye Liang Fook and Wilhem Hofmeister. London: Routledge, 1-12.

